

## 平成30年度 違反建築防止週間実施要綱

### 1 目 的

本週間は、建築基準法その他関係法令の目的・内容について広く県民の理解と認識を深め、違反建築の防止を図るとともに、建築基準法が定める建築のための諸手続を徹底を図るための取組を実施することによって、建築物の安全性の確保と良好な市街地環境の形成に資することを目的とする。

### 2 期 間

平成30年10月15日（月）から10月21日（日）まで

### 3 実施主体

新潟県（各地域機関）

### 4 重点項目

- (1) 完了検査徹底のための啓発、完了検査申請の督促及び完了検査未申請建築物の摘発
- (2) 工事施工状況報告の徹底のための啓発
- (3) 適切な工事監理が行われるための啓発、指導及びパトロール
- (4) 違反建築物に関与した建築士や建築士事務所に対する懲戒・監督処分制度の広報等
- (5) 防災関連法令の遵守と定期報告制度の徹底のための啓発
- (6) 違反是正命令後、1年以上是正されないまま放置されている違反建築物の是正
- (7) 違法設置昇降機や病院・診療所等のフォローアップ調査対象の把握

以上7点は、建築基準法の実効性を確保する上で継続的に取り組むべき重要な課題であり、本週間の結果については、今後の違反予防的手続の一層の徹底を図るための取組を構築する上での検討材料とする。

### 5 実施要領

- (1) 県（建築住宅課）は、関係課及び関係団体に本週間への協力を要請し、また、報道機関を通じて本週間の周知を図る。

地域機関は、市町村、消防署及び必要により建築士会各支部と連携協力して本週間の推進を図る。

- (2) 地域機関は、本週間内に別紙1により一斉公開パトロールを実施し、違反建築物に対して所要の措置を積極的に講じるとともに、地域住民に対して良好な市街地の形成、建築物の安全性の確保するために建築基準法が果たす役割の重要性について周知するなど、建築基準法が遵守され、違反建築を許さない住民感情が醸成されるよう、各地域の実態に即した取組を実施する。

なお、具体的方法としては、別紙2に準拠し、地域の実態に即した方法とする。

## 平成 30 年度 一斉公開建築パトロール実施要領

### 1 日 時

平成 30 年 10 月 17 日 (水) 午前 10 時から午後 3 時まで

### 2 実施対象区域

戸建住宅及び共同住宅が密集する区域又は建築活動の活発な区域とする。

### 3 動員体制

建築担当職員を中心に複数の人数で班を編成する。

### 4 重要事項

- (1) 以下の建築物等について、積極的にパトロールの対象とし、所要の措置を講じる。
  - ・小規模雑居ビル、社会福祉施設等
  - ・工事完了予定日を経過しているが、完了検査申請がされていない特殊建築物等
  - ・工事施工状況報告書が提出されていない建築物
  - ・3階建戸建住宅
  - ・違反是正命令後、1年以上是正されないまま放置されている違反建築物
- (2) 実規定についての違反は当然として、工事監理の実施状況等手続き規定についても、可能な範囲で現場において確認、指示するなど、その徹底を促すことに重点を置いて所要の措置を講じる。

### 5 報 告

- (1) 地域機関は、実施計画の概要を様式 1 により 9 月 28 日 (金) までに建築住宅課建築指導係あてに報告する。
- (2) 地域機関は、実施結果を様式 2 により 10 月 17 日 (水) 午後 5 時 (『様式 2 (その 1-1)』のみ午後 4 時) までに建築住宅課建築指導係あてに報告する。  
また、悪質な事例及び違反の程度が大きい事例については、様式 3 により併せて報告する。

### 6 報道機関への発表

県は、報道機関に対して実施計画を 10 月 5 日 (金) 頃に、実施結果を 10 月 17 日 (水) に発表する。

### 7 その他

パトロールに当たっては、建築監視員証や立入検査証の携行と併せ「建築指導員」等の表示のあるヘルメット及び腕章を着用すること。

### 違反建築防止週間実施細則

- 1 地域機関は、関係機関と協力し、建築相談所の開設等を行う。
- 2 地域機関は、庁舎玄関等に「違反建築防止週間」のポスターを掲示する。  
また、市町村に対して「違反建築防止週間」のポスターの掲示並びに広報誌に本週間の実施目的等の掲載することを依頼する。
- 3 無確認建築物については、建築基準法第 89 条の規定による工事現場における確認表示の有無により、建築主、設計者、工事監理者及び工事施工者に対する指導を行い、その根絶を図る。
- 4 工事監理者未選定建築物、工事施工状況未報告建築物及び完了検査未申請建築物については、建築物確認申請台帳等により、建築主、設計者、工事監理者及び工事施工者に対する指導を行い、その根絶を図る。